

風しんの追加的対策に係る Q&A (第 1 回)

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

事例 1

【質問】請求総括書および市区町村別請求書内の「請求年月」には、抗体検査や予防接種を行った月を記載すればいいのですか。

【回答】国保連合会に請求総括書等を提出した月を記載します。

例えば、「抗体検査実施月が 2019 年 7 月」「国保連合会への提出月が 2019 年 8 月」の場合、請求総括書等の請求年月には「2019 年 8 月」と記載してください。

事例 2

【質問】請求総括書および市区町村別請求書内の「医療機関・健診機関番号」や、抗体検査受診票および定期接種予診票の医療機関等コードには、7桁の番号を記載するのでしょうか。

【回答】宮崎県に所在する医療機関等の場合、「451」または「452」から始まる 10 桁の番号を記載します。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第 3 版)2019 年 7 月 10 日改正」の 17・18 ページに記載。

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

事例 3

【質問】県外の方が、本県の医療機関等で抗体検査や予防接種を受けた場合、抗体検査受診票等の提出先は次のどちらになりますか。

- ① 宮崎県国保連合会
- ② 受診者が居住する都道府県の国保連合会

【回答】①の「宮崎県国保連合会」に提出してください。

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp